

にいがた在宅ケアねっと会則

(名称)

第1条 この会は、にいがた在宅ケアねっとという。

(事務局)

第2条 この会は、主たる事務局を新潟県新潟市中央区高志二丁目二十番三号に置く。

(目的)

第3条 この会は、住み慣れた地域が安らぎの終のすみかとなるため、地域包括ケアシステムを構築、実現するためその基本となる五大事業（医療、介護、予防、生活支援、住まい）を整備することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、保健・医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進をはかる活動を行い次の事業を実施する。

- ① 在宅医療、介護連携事業
- ② 生活支援事業
- ③ 介護予防事業
- ④ 住まい整備事業
- ⑤ その他目的達成のための事業

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員年会費 500円
- (2) 賛助会員年会費 5,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 監査役
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選任する。
 - 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任

(7) その他運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項並びにその他総会の議決を要しない業務の進行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は毎事業年度終了後2カ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、平成26年4月23日から施行する。